

## カブアンド種類株主規約

カブアンド種類株主規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社カブ&ピース（以下「当社」といいます。）の定款においてその内容を定めるカブアンド種類株式について、補足的に留意事項を定め、カブアンド種類株式を保有する株主様（以下「カブアンド種類株主」といいます。）に同意いただくためのものです。

### 第1条（本規約への同意）

1. カブアンド種類株主となるにあたっては、カブアンド会員利用規約に加え、本規約に同意する必要があります。
2. カブアンド種類株主が未成年者等の制限行為能力者に該当し、本規約への同意に法定代理人の同意が必要となる場合は、当該法定代理人の同意を得てから本規約に同意するものとします。

### 第2条（株式の取得の手続）

当社が発行するカブアンド種類株式を取得するためには、以下の手続をとる必要があります。なお、(イ)および(ウ)の手続は、当社のシステム上で申込みを行うことにより、ほぼ自動的に実行されます。

- (ア) 当社が指定する前払式支払手段発行者（以下「本件前払式支払手段発行者」といいます。）における、所定の前払式支払手段に関する利用規約に同意する。
- (イ) 株式の申込みを行い、カブアンド会員利用規約に定める株引換券を、カブアンド会員利用規約に定める手続に従い、本件前払式支払手段発行者が発行する前払式支払手段（以下「本件前払式支払手段」といいます。）に交換する。
- (ウ) 本件前払式支払手段を使用して払込みを行う。その後、本件前払式支払手段発行者は、当該払込みの対象となった本件前払式支払手段に相当する金銭を当社に払い込む。

### 第3条（株式の譲渡の制限）

1. カブアンド種類株式については、第三者に譲渡しないようお願いいたします。海外転居に伴いカブアンド会員を退会する等、やむにやまれぬ事情がある場合は、当社までご連絡ください。
2. 前項の定めは、金融商品取引所への上場に際してカブアンド種類株式が当社の普通株式に転換された後、当該普通株式を第三者に譲渡することを制限するものではありません。

### 第4条（当社による株式の買取等）

1. 一定の事由が生じた場合、カブアンド種類株式は、会社法および当社の定款に基づき、当社により強制的に取得されることがあります。一定の事由の概要は以下のとおりですが、詳細は当社の開示書類等に記載のカブアンド種類株式の内容をご確認ください。
  - (ア) 当社の発行する株式につきいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会（ただし、当社が取締役会非設置会社である場合には取締役の過半数とします。以

下本条において同様です。)で承認された場合。この場合、カブアンド種類株式1株が当社の普通株式1株に転換します(ただし、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。)

(イ)カブアンド種類株主が反社会的勢力に該当する場合で、かつ取締役会の承認がなされた場合。この場合の取得の対価は無償です。

(ウ)当社がカブアンド種類株主を当社のサービスの会員から強制的に退会させる場合で、かつ取締役会の承認がなされた場合。この場合、カブアンド種類株式1株の取得の対価は、カブアンド種類株式1株あたりの払込金額相当額です(ただし、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。)

(エ)当社がカブアンド種類株主に対してする通知または催告に対し、6か月以上返答がない場合で、かつ取締役会の承認がなされた場合。この場合、カブアンド種類株式1株の取得の対価は、カブアンド種類株式1株あたりの払込金額相当額です(ただし、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。)

(オ)当社が株主総会の特別決議によりカブアンド種類株式の全部を取得することを決定した場合。この場合の取得の対価は、当該決議時の当社の財務状況を踏まえて株主総会において定めます。

2. 前項に定める場合のほか、当社は、相続その他の一般承継によりカブアンド種類株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができます。この場合、カブアンド種類株式の売買価格は、会社法の定めに従い決定されます。
3. 第1項(ア)に定める場合、カブアンド種類株主は、法令の定めに基づき、あらかじめ証券会社等に当社の普通株式の記録を受けるための振替口座を開設し、これを当社に通知するものとします。
4. 第1項(ア)に定める場合で、当社がカブアンド種類株主に対してロックアップに関する確約書の提出を要請したときは、カブアンド種類株主は、これに応じるものとします。その他当社が必要に応じて提出を要請した書類等についても、同様とします。
5. 第1項(ア)に定める場合で、当社がカブアンド種類株主に対して証券会社等を指定して当社の株式を寄託することを要請したときは、カブアンド種類株主は、これに応じるものとします。
6. 2027年12月31日までに当社の発行する株式がいずれの金融商品取引所にも上場しなかった場合、当社は、当社が指定する条件及び方法により、当社が指定する特定の募集(当該募集を指定する場合は、募集の都度、当該募集に係る有価証券届出書(訂正届出書を含みます。))においてその旨を記載します。)に限り、その募集でカブアンド種類株式を取得し買取りを希望する者から、当該カブアンド種類株式について、会社法その他法令上必要な手続を経て、当社が指定する評価機関により算定される、その時点のカブアンド種類株式の評価額(以下「評価額」といいます。)による買取りに応じるものとします。ただし、評価額が、当該カブアンド種類株式の払込金額相当額に1.2の割合を乗じた金額(以下「買取上限金額」といいます。)を上回る場合には、買取上限金額での買取りとします。なお、買取上限金額は買取りに係る価格の上限を示すものであって、評価額が買取上限金額を下回る場合は、評価額での買取りとなります。

## 第5条(開示書類への記載)

カブアンド種類株主は、当社の有価証券届出書（金融商品取引所への上場に当たり提出するものを含みますが、これに限りません。）や有価証券報告書に、当社の株主として氏名等の情報が記載される可能性があることを認識し、これに同意するものとします。

#### **第6条（損害賠償）**

カブアンド種類株主による本規約への違反または違法行為によって当社に損害を与えた場合、当社は、カブアンド種類株主に対して当該損害の賠償（合理的な弁護士費用の賠償を含みます。）を請求することができます。

#### **第7条（本規約の変更）**

当社は、本規約を民法第548条の4の規定により変更することができます。この場合、当社はカブアンド種類株主が受ける影響を考慮し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、適切な時期・方法により上記効力発生時期までに告知します。

#### **第8条（準拠法および裁判管轄）**

本規約は日本法を準拠法とし、本規約に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第9条（分離可能性）**

本規約のいずれかの条項が関連法令に反する場合、当該条項はその限りにおいて無効となり、他の条項の効力は引き続き効力を有するものとします。

2024年11月20日 制定

2024年12月20日 改定